

平成 2 6 年 第 1 回 洞 爺 湖 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 6 年 3 月 1 0 日 (月 曜 日) 午 前 1 0 時 開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 5 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について
- 日程第 3 議案第 6 号 洞爺湖町育英資金貸付基金条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 7 号 洞爺湖町社会教育委員に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 8 号 洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 9 号 伊達市へのコミュニティFM放送局整備及び運用に関する事務の委託について
- 日程第 7 議案第 1 0 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第 1 1 号 胆振支庁管内公平委員会規約の変更について
- 日程第 8 議案第 1 2 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 1 0 号)
- 日程第 9 議案第 1 3 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 0 議案第 1 4 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 1 1 議案第 1 5 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 2 議案第 1 6 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 3 議案第 1 7 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 4 議案第 1 8 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算
議案第 1 9 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算
議案第 2 0 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算
議案第 2 1 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算
議案第 2 2 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算
議案第 2 3 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 2 4 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 1 4 まで議事日程に同じ

出席議員（ 1 4 名）

1 番	宮 田 敏 夫 君	2 番	小 松 晃 君
3 番	松 井 保 明 君	4 番	立 野 広 志 君
5 番	板 垣 正 人 君	6 番	佐 々 木 良 一 君
7 番	篠 原 功 君	8 番	岡 崎 訓 君
9 番	下 道 英 明 君	1 0 番	越 前 谷 邦 夫 君
1 1 番	沼 田 松 夫 君	1 2 番	大 西 智 君
1 3 番	七 戸 輝 彦 君	1 4 番	千 葉 薫 君

欠席議員（ 0 名）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	副 町 長	八 木 橋 隆 君
総務部長	木 村 省 平 君	総務課長	毛 利 敏 夫 君
企画防災課 長	大 西 康 典 君	税務財政課 長	伊 藤 里 志 君
住民課長	遠 藤 秀 男 君	経済部長	宮 崎 正 紀 君
観光振興課 長	澤 登 勝 義 君	産業振興課 長	鈴 木 清 隆 君
建設課長	高 橋 泰 夫 君	環境課長	室 田 米 男 君
上下水道課 長	八 反 田 稔 君	ｼﾞｵﾊﾟｰｸ推進課長	武 川 正 人 君
洞爺総合支 所 長	森 寿 浩 君	庶務課長	藤 川 栄 治 君
農業振興課 長	山 本 隆 君	会 計 者 管 理 者	庄 子 俊 悦 君
洞 爺 湖 温 泉 支 所 長	木 村 修 君	教 育 長	綱 嶋 勉 君

管理課長	天	野	英	樹	君	社会教育課長	永	井	宗	雄	君
学校給食センター所長	佐	藤		正	君	農業委員会事務局長	藤	川	政	明	君
代表監査委員	宮	崎	秀	雄	君						

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤	正	人	庶務係	猪	股	幸	子
議事係	平	間	義	陸					

開議の宣告

- 議長（千葉 薫君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。

小松議員、越前谷議員から遅刻の申し出があります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

会議録署名議員の指名について

- 議長（千葉 薫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、11番、沼田議員、12番、大西議員を指名いたします。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第2、議案第5号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第5号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてでございます。

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものでございます。

条例の制定の趣旨でございますが、平成24年8月に消費税法及び地方税法が改正され、平成26年26年4月1日から消費税率が地方消費税と合わせて8%に引き上げられます。

当町におきましても、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業につきましては、それぞれ消費税課税事業者となっておりますことから、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る必要があることから、水道事業給水条例、簡水事業給水条例及び公共下水道条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、議案説明資料によりご説明を申し上げます。

1ページの洞爺湖町水道事業給水条例新旧対照表でございます。

第13条の工事費の算出方法でございますが、施行する工事費は、第1項各号に掲げる費用及び第2項に掲げる費用の合計額に「消費税率100分の108を乗じて得た額」と改めるものでございます。

次に、第19条第2項の水道加入金でございますが、現行では消費税を含む額で別表4において定めておりますが、この額から消費税を除いた額、いわゆる税抜きの金額に改め、本文において、「別表第4に定める額に消費税率100分の108を乗じて得た額」と追加規定するも

のでございます。

次に、第27条、料金及び第31条、特別な場合における料金の算定でございますが、第19条と同様に、別表第1に定める額の改正及び消費税率に係る規定を追加するものでございます。

次に、次のページ、第34条、メーターの使用料につきましても同様に、消費税率に係る規定の追加、別表第2を改めるものでございます。

次に、5ページの簡易水道事業給水条例新旧対照表でございます。

簡易水道につきましても、水道事業と同様に、第3条、料金、及び第4条、メーターの使用料について、消費税率に係る規定の追加及び別表第1の基本料金と超過料金、6ページの別表第2のメーター使用料について、それぞれ改めるものでございます。

次に、7ページの公共下水道条例新旧対照表でございます。

公共下水道につきましても、水道事業と同様に、第21条の使用料の算定方法について、消費税率に係る規定の追加と、別表の下水道使用料表の基本料金と従量料金をそれぞれ改めるものでございます。

議案の6ページに戻っていただきまして、附則でございます。

施行期日でございますが、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

経過措置でございますが、第2項では、施行日前に給水装置工事申し込みをしたものについて、水道事業給水条例に係る改正規定は適用せず、従前の例によとした経過措置を、第3項及び第4項におきましては、施行日以後に最初に行う検針に係る水道料金について、水道事業給水条例、簡易水道事業給水条例の改正規定は適用せず、従前の例によとした経過措置を、第5項につきましては、施行日以後、最初に算定される下水道使用料について、公共下水道事業条例の改正規定にかかわらず、なお従前の規定によとした経過措置を定めたものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、立野議員。

○4番（立野広志君） おはようございます。

それでは、今の議案第5号の条例改正について質疑させていただきます。

消費税増税にかかわって提案されている議案であります。消費税は低所得者ほど負担がふえる逆進性のある不公平税制だということは十分承知されていることだと思います。そういう問題や、これまでのさまざまな議論の中で、財政健全化だとか社会保障の充実の増税の口実も実は成り立っていないということが明らかになってきています。町民生活をより深刻、困難な状態に置くことから、消費税増税にかかわって、行政としても、この増税分の転嫁には慎重でなければならないということをまず前提でお話しした上で質問したいと思うのですが、消費税率引き上げによる町財政への影響や、料金改定による事業収入、支出の全体の見通しについて、まず明らかにしていただきたいということと、それから、町にも、消費税増

税に伴って、これまでもそうですが、さらに地方消費税交付金というのが収入増が見込まれるわけですが、金額的にいうと、この予算書を見ますと、平成25年度は1億1,600万円だったのが、新年度においては1億6,760万円ということで、この地方消費税交付金増額分、5,160万円されるわけですが、これを例えば住民負担の軽減に使うかどうかは自治体の裁量となっているわけです。そうした活用は考えていないのかどうか。この2点について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

○税務財政課長（伊藤里志君） まず、地方消費税の増税に伴う、その負担分でございますが、新年度予算のときにその辺の中はご説明しようかなと思っていたのですが、実際、一般会計におきましては、消費税増税になる増税分というのが大体3,100万円程度でございます。全会計、水道、下水道合わせた中では、消費税の増税になる分は約5,000万円程度になるという状況でございます。

また、地方消費税交付金でございます。これにおきましては、現行が1%のものが3%、今度、1.7%になるということになっております。また、0.22%分が地方交付税のほうに上乘せになるという状況になっております。ただ、5,160万円、これは予算上は増になっておりますが、国の基本的な考えについては、この増税分については、100%地方交付税で算入をしますよということで、その分については地方交付税の中で、国の行う施策の福祉等の地方負担分について振り分けるという状況でございますが、今の現状としましては、地方交付税については、対前年度1%減の1,700万円程度減額になっております。うちの今の新年度予算の中でも、対前年度6,100万円程度減になっております。そのような状況の中では、まだ交付税会計自体の中身が見えないということの中で予算編成をしている状況なものでございまして、その辺がどういう形で振り分けられるかというのは、今後、交付税の実態というか、その辺がはっきりした中で、また検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 八反田上下水道課長。

○上下水道課長（八反田稔君） 上下水道料金における影響額でございます。

平成24年度決算での額でございますが、5%から8%になった場合の影響額でございます。水道会計でいくと601万2,000円、下水道会計でいきますと519万3,000円、簡易水道会計でいきますと114万円でございます。合わせて1,230万円ほどの影響がございます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 立野議員。

○4番（立野広宏君） 最初のほうの、ちょっと質疑もしましたが、要は消費税引き上げとなると、これまでの5%もそうでしたけれども、所得の少ない人ほど重い負担になるということは明らかだという中で、実はこれは道内の自治体の中でも、消費税増税分をストレートに転嫁しないで、特に低所得者に対する配慮として、料金の減額をするというところが、今出てきています。

例えば旭川などもそうですが、新年度の予算案で、上水道、あるいは公民館の使用料や手

数料は、低所得者は軽減するということで、特に上下水道料金については、増税分の３％を減免するというような措置までとっているのです。つまり、それだけこの増税になれば、５％からさらに８％、そして今度、１０％になったらどうするかは、旭川はそのときまた考えましようということになっているようですが、いずれにしても、増税をストレートに住民に転嫁していいのかと。制度上は、確かに事業者として転嫁するということになるかもしれませんが。ただその分を、反面、別な制度で、これは同じ条例になるのですが、軽減措置をとるというようなことをしながら、極力町民生活なり住民生活を守っていこうという姿勢があらわれているのですが、そういった検討というのは、洞爺湖町の場合、されていたのかどうか、ちょっとその辺、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 八反田上下水道課長。

○上下水道課長（八反田稔君） 十分検討をされたかというお話かと思います。

私どももいろいろ今回の事業、先ほど言いましたように、数字が１,２００万円以上という数字でございまして、今までいろいろ検討させていただきました。その中で、やはり今、私どもの上下水道事業は、徹底的なコスト削減を図ってございまして、料金値上げにつきまして、平成９年の消費税の増額により料金を改定して以来、改定をしていない状況でございまして、何とか事業を実施している状況でございまして、

また、簡易水道、それから上下水道につきましては、議員ご承知のとおり、繰入金を入れていただいて、何とか事業を展開しているところでございまして、やはりこの消費税につきましては、議員ご承知のとおり、私ども増収になるものではございませんので、いずれこれを先送りにしますと、利用者の負担になってしまうものですから、やはりこのときに増税といたしますか、改定をさせていただかないと、後で利用者の負担になるということで、提案させていただいたところでございます。

○議長（千葉 薫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありますか。

４番、立野議員。

○４番（立野広宏君） 私、この議案第５号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてということで提案されている議案には反対の立場で討論いたします。

議案第５号に關係する消費税の増税分を利用者に転嫁する条例改正は、この水道条例給水条例、簡易水道事業給水条例、公共下水道条例の３件の条例改正です。

消費税は所得の低い人ほど所得に占める負担がふえる、逆進性の不公平な税制である上、国民に８兆円負担増を押しつける一方で、大企業優遇の経済対策には６兆円も消えると。財政健全化や社会保障の充実など、増税の口実は成り立たないことが明らかになっています。

これは国の問題ですけれども。今でさえ、町民や町内の中小零細の事業者は、年金の削減や社会保障費の増など、耐えがたい痛みにさらされています。増税がそのまま転嫁されれば、より困難な状況に置かれることは明白です。

国の悪政から、町民、そして町内の中小零細企業者、事業者の生活、営業を守る、この役割は自治体にありますが、特に消費税増税分を利用者に転嫁するかどうかは事業者が判断できるものです。そのようなときだからこそ、消費税増税分の転嫁には慎重でなければなりません。

特に消費税法では、土地の譲渡とか貸付、あるいは学校の授業料など、17の取り引きを非課税としています。これは消費税法の第6条にあります。自治体が運営する上下水道など、公営企業会計の公共料金分は消費税の納入が求められていますが、一般会計で扱う公共料金分、集会所の使用料などは法律で納入しなくてもよいと。当町の場合は、こういった点は今、されていませんけれども、このように、議案のように、水道や下水道の特別会計にかかわる消費税については、それぞれの事業が消費税を納入する義務を負うことになりますが、収入増の見込まれる地方消費税の交付金の一部を財源に充てて、例えば生活保護世帯、児童手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯、独居高齢者世帯、障害者のみの世帯などの負担軽減に充てるなど、行政自身が裁量のできる軽減対策を行うべきだと。しかし、国の悪政から町民の生活を守る、そういった最善の努力もされた、そういった跡も見られないのが現実です。消費税増税分を利用者、特に低所得者を含む、これらに転嫁するやり方には賛成できません。

よって、議案第5号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について、消費税の増税分を利用者に転嫁するこの条例改正には反対いたします。

- 議長（千葉 薫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

七戸議員。

- 13番（七戸輝彦君） 議案第5号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてという議案に対して、賛成の立場から討論させていただきます。

国で十分に論議されて、消費税が5%から8%に、このたび4月から改定されるということでございます。

この論議された中で、5%から8%になったとき、決して十分だとは申し上げませんが、与党の政策により、簡素な給付の措置もとられるようになっております。それらを加味いたしまして、賛成いたしたいと思います。

ただし、当町の水道の水質に対しましては、非常に低下しているという部分がございます。この低下している部分、これは消費税と別個に、4月以降、十分に減免等も考えていただきたいと、そのようなことを申し加えながら、賛成の討論とさせていただきます。

- 議長（千葉 薫君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） これで討論を終わります。

これから、議案第5号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてを

採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（千葉 薫君） 起立多数です。

したがって、議案第5号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理については、可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第3、議案第6号洞爺湖町育英資金貸付基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第6号洞爺湖町育英資金貸付基金条例の一部改正についてでございます。

改正の趣旨でございます。現行の洞爺湖町育英資金貸付基金につきましては、貸し付けのみとなっておりますが、このたび匿名の寄附金がございます、その寄附の趣旨を踏まえ、給付金制度を新設することから、制度新設に伴う文言の整理及び追加、給付対象の範囲及び入学時給付金の金額を定めるなどの改正を行うものでございます。

以下、議案説明資料によりご説明を申し上げます。

9ページの改正条例新旧対照表でございます。

まず、題名でございますが、「洞爺湖町育英資金貸付基金条例」を「洞爺湖町育英資金の基金条例」に改め、第1条につきましては、「育英資金貸付基金」を「育英資金の基金」に、「貸付け」を「貸付け及び給付」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第2条の2につきましては、育英資金の種類に「入学時給付金」を追加するものでございます。

次に、第3条の2、給付対象の追加でございますが、給付で返済の必要がないということでございます。一定の条件を設けまして、学校及び大学に入学を許可された者で、第1号から第4号のいずれにも該当する者に給付すると定めるものでございます。

第1号では、町内に住所を有する親権者又はこれにかわるべき者がいること。

第2号では、学資の支弁が困難であること。

第3号では、学業が優秀で、素行善行であり、学校長が推薦する者。

第4号では、心身ともに健全であることと定めるものでございます。

次のページの第4条、第5条につきましては、見出し、条文の整理をし、別表の入学時給付金の額につきましては、高等学校及び中等教育学校、高等専門学校にあっては5万円を、専修大学及び大学につきましては10万円と定めるものでございます。

議案の８ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

４番、立野議員。

- ４番（立野広志君） まずお聞きしたいのですが、新設するこの内容ですけれども、大体条件に見合う子どもさんの場合、年度的にいうと何人ぐらいに対してこれが行われるのか。それとも、特別人数の制限なく、審査の結果、必要であればということでやるのか、ちょっとその辺の基準がよく見えないのですが、どんなふうに運用するつもりなのでしょうか。

- 議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

- 管理課長（天野英樹君） 現在、貴重なご寄附をいただいて実施するということで、現在、人数の制限は設けなくて実施する予定でございます。

- 議長（千葉 薫君） 立野議員。

- ４番（立野広宏君） そうすると、給付対象として四つの条件が書かれていますよね。この四つの条件に該当する子どもさんであれば、世帯について、全世帯に給付するということですね。そうすると、例えばこれで何年ぐらいもたせるとかというような計画はないのですね。

- 議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

- 管理課長（天野英樹君） 先ほど申したとおり、制限を設けてございませんので、基本的には何年までということは考えてございませんけれども、ただ、５万円が仮に１年間で何人、それから１０万円が何人だと、このくらいは、最低でも１０年以上は使えるな程度のことは考えましたけれども、基本的には計画は持っております。

- 議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第６号洞爺湖町育英資金貸付基金条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号洞爺湖町育英資金貸付基金条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第 4、議案第 7 号洞爺湖町社会教育委員に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第 7 号洞爺湖町社会教育委員に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございますが、平成25年 6 月に、地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第 3 次一括法の成立に伴いまして、社会教育法が改正され、社会教育委員の資格につきましては、国の基準を参酌し、条例において定めることとされましたので、所要の改正を行うものでございます。

以下、議案説明資料によりご説明申し上げます。

11ページの改正条例新旧対照表でございます。

第 1 条の設置でございますが、「洞爺湖町に社会教育委員を置く」と改めるものでございます。

次に、第 2 条につきましては、見出しを改め、国の基準を参酌して、第 2 項として、「委員は、学校教育法及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、洞爺湖町教育委員会が委嘱する。」と定めるものでございます。

次に、第 4 条の解嘱でございますが、対応条項の整理でございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号洞爺湖町社会教育委員に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りをします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号洞爺湖町社会教育委員に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第5、議案第8号洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第8号洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町健康福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございます。現在、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金により改修整備をしておりますさわやか別館につきましては、これまで健康福祉施設として、自治会、老人クラブ、高齢者事業団等に利用されております。改修後には、既存の利用に加え、新たに学童保育、地域子育てサロン等の施設利用が予定されており、当該施設の利用形態が地域の多世代間交流を図る施設となりますことから、整備事業名であります地域交流センター改修事業との整合を図るため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、議案説明資料12ページの健康福祉施設条例新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第1条の設置でございますが、「別館」を「洞爺湖町地域交流センター」に改め、第2条の名称、位置につきましては、「洞爺湖町健康福祉センター別館」を「洞爺湖町地域交流センター」と改めるものでございます。

次に、第3条の事業でございますが、号を繰り下げ、8号として、地域交流に関することを追加するものでございます。

次に、第7条第2項につきましては、第2条と同様に、名称を改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。

第1項、施行期日でございますが、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、次号の洞爺湖町放課後児童クラブ条例第4条の改正規定につきましては公布の日から、同条例の第2条の改正規定につきましては平成26年5月1日より施行するものでございます。

次に、第2項の洞爺湖町放課後児童クラブ条例の一部改正でございますが、議案説明資料13ページの放課後児童クラブ条例新旧対照表によりご説明申し上げます。

第2条につきましては、児童会風っ子の位置を改め、第4条につきましては字句の訂正、整理をするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正についてを採決します。

お諮りをします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第6、議案第9号伊達市へのコミュニティFM放送局整備及び運用に関する事務の委託についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第9号伊達市へのコミュニティFM放送局整備及び運用に関する事務の委託についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号第252条の14第1項）の規定により、平成26年4月1日から、コミュニティFM放送局整備及び運用に関する事務の管理及び執行を伊達市に委託するために、別紙のとおり規約を定め、事務を委託するものでございます。

提案理由でございます。有珠山噴火という共通の災害を持つ1市3町が、地域情報や災害などの緊急時に有効な情報の取得・伝達手段であります地域コミュニティFM放送局の開局に向け、準備を進めておりましたが、本年1月までに、放送エリアの電界伝搬調査を終えまして、その結果をもとに、具体の整備内容、事業費、負担の按分、各市町の負担額が決定を

しましたので、関係市町において協議の結果、洞爺湖町、伊達市コミュニティFM放送局整備及び運用に関する規約を定め、伊達市にその事務について委託をするものでございます。

今回の事務の委託についての概要につきましては、議案説明資料14ページをご参照いただきたいと思います。

それでは、議案書の次のページ、別紙の規約の内容でございます。

第1条、委託事務の範囲でございますが、洞爺湖町は、コミュニティFM放送局整備及び運用に関する事務の管理及び執行を伊達市に委託するものでございます。

次に、第2条につきましては、委託事務の管理及び執行については、伊達市の条例及び規則等の定めによるとしたところでございます。

次に、第3条から第5条までの経費の負担及び予算の執行につきましては、第3条第1項では、委託事務の管理及び執行に要する経費の洞爺湖町の負担義務を、第2条第2項では、経費の額、納入、精算時期は、両首長が協議して定めること、第4条では、委託事務の管理、執行経費の予算計上について、第5条では、経費の繰り越しについて、それぞれ定めるものでございます。

次に、第6条、決算の場合の措置でございますが、決算の委託事務に関する部分の通知についてを、第7条につきましては、連絡会議の開催について、それぞれ定めたものでございます。

また、第8条、第9条につきましては、条例改正等の場合の措置、委任について定めたところでございます。

なお、附則でございますが、施行期日を平成26年4月1日とし、第2項においては、甲の長は、この規約の告示の際、あわせて委託事務に関する乙の条例が甲に適用される旨及びこれら条例等を公表するものと定めたところでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

4番、立野議員。

○4番（立野広宏君） ちょっと幾つかまだよくわからないところがあるのですが、一つは、今、提案いただいた委託に関する規約の中で、この文章の中に、結局、このコミュニティFM放送についての管理や執行に関する経費というのは、いわゆる乙となる伊達市が直接事業者との間で契約を結んで、それに係る費用を、甲、つまり豊浦とか洞爺湖町、壮瞥町が、伊達もそうなのでしょうけれども、負担すると、こういうことになるわけですね。

それで、一つわからないというのは、その費用が適正に利用されているかどうか、つまり伊達市に委託するわけですね。伊達市が事業者との間で契約を結ぶ。その契約の内容で、私たち周辺のまちが負担金を出すわけですが、それが適正に運用されているかどうか、利用されているかどうかということの、いわゆる監査といいますか、これは一体どこがやるのか。

伊達市が直接事業者と契約するから、伊達市の議会がやるのか、それとも、例えばその構成自治体、私たちのような周辺の自治体の議会は、ではこれについてはどんな権限を持っているのか、その辺がよくわからない。一部事務組合でもないし、広域連合でもないわけですよ。しかし、委託金を支払って、そして伊達市が事業者と契約を結んで運用されていくと。その運用の内容について、費用を出している私たちのような周辺の自治体の、あるいは議会は、それをどうやってチェックすることができるのか、その辺の関係がもうちょっと、いまいちこの規約の中だけではわからない。これだけを見れば、伊達市の契約だから、伊達市議会がやることになるのかなと。そうすると、私たちのような周辺のまちの議会は、それは資料請求したり、あるいは内容を調査するなどということが権限的に認められないのかどうか、ちょっとその辺が非常に疑問があるので、一つ伺っておきたいということ。

それから、今回のように、2000年の噴火の場合もそうですが、2000年噴火の場合は2000年の5月ごろでしたっけ、FMレイクトピアというのが臨時に開設されて、翌年の3月まで、災害情報を住民に提供したと。住民のさまざまな避難状況を放送をしながら、全町民がそれを共有して、非常にやっぱり避難住民にとってみると、このFMレイクトピアの放送は非常に有益だったという私は印象を持っています。そういったことが、今度は事前に災害前からそういう整備をして、災害が起こった場合には即座にこの災害情報が地域全体に放送されると、非常にこれはいいことだと私は思っています。いいことだと思うのですが、この放送そのものの全額に対して、周辺の自治体がその費用を見るのか、あるいは放送の一部分だけを周辺自治体が負担をするのか、その辺の中身も実はよくわからないですね。何かスポンサーがついて、企業などの宣伝も行われるという話もちろほら聞くのですけれども、実際はどういう形でこの放送局の運用が行われていくのか。そして、その中で災害情報というのは、実際に災害が起こった場合に、どういう形に運用がなっていくのか、ふだんの放送はどのようなのかという、FMびゅーは私もちょくちょく聞くので、非常にコミュニティな放送で、私は好きなのですが、ああいう形で、例えば24時間放送をしながら、かかる費用の一部を構成自治体が出すのか、それとも全額を出して、それにさらにスポンサー料が入ってくるのか、その辺の流れもよくわからないですね、実は。資料はいただいてあるけれども、その辺、全体像がもう少しわかるような説明をしていただきたいのと、さっき言ったように、適切に費用が処理されているのかどうか、その際、私たちのような周辺の行政の議会というのはどういう権限を持っているのか、この辺について説明いただきたいと思います。〔「関連」と言う人あり〕まず私の答弁から。

- 議長（千葉 薫君） まず、今の質疑に答弁を受けます。

大西企画防災課長。

- 企画防災課長（大西康典君） 第1点目のお話でございます。今回、伊達市に事務委任をするということでございます。この事務につきましては、地方自治法の定めるもとに行うわけですが、基本的に委任を受けた地方公共団体、今回、伊達市になりますけれども、これにつきましては、伊達市において責任を持って事務管理、執行を行うということになります。

そういう中で、今、監査等についてのお話ですが、そういう中で、委任を受けた伊達市の条例、規則等にのっとって処理されるということになります。それにつきましては、事前にこの規約が決まった場合に、同じように、告示をする場合に、その旨も附則にうたってございますけれども、そういう委任を受けた公共団体の条例等によって行いますということが公表されるということでございます。

今の具体的なご質問でございますが、予算関係につきましては、当然、伊達市にそれぞれ事前に協議をし、費用の負担割合というものが決まりますので、それについては構成市町の中で協議をした中で、それぞれの市町村にその連絡があると。それをもって議会のほうに報告をするということになるということでございます。

決算においては、それぞれ決算を行った場合には、伊達市の監査の中で監査が行われるということで、その監査報告については構成市町に報告がされるということですので、それをもってそれぞれの市町村の議会に報告がされるということで理解をしております。

それから、2番目の経費、費用の関係でございます。これにつきましては、運営費ということになりますが、規約の中では、今回の放送設備費及び運用に関する事務の管理、執行を伊達市のほうに委託するという規定でございます。放送局の整備につきましては、今回の施設整備の負担ということで予算を提出させていただいておりますが、これから運用に関する事務及び管理ということにつきましては、当然、その放送の運営費の計上ということになりますが、これにつきましては、26年度の中で、今後、補正の中で対応させていただくということになるかと思いますが、そういう中で、運営費の関係でございます。基本的には、この運営に当たっては、各スポンサーの広告等のスポンサー料、その残り、費用の不足分については、構成市町で負担をするというのが基本的な考え方でございます。

それと、放送の関係でございます。内容でございますけれども、基本的には24時間という放送がされます。厳密に言いますと、朝の4時から夜中の1時ということでございますが、これは基本的には、今現在、室蘭にある放送局のFMびゅーさんが実際に行っている放送の構成ということでございます。今回、新たに放送局を新設して、伊達市のほうでその放送を行っていただくということになるわけですが、その放送内容につきましても、ほぼFMびゅーさんのほうに共同委託ということで、共同委託をさせていただくということになります。ただ、全てを委託するということには、これはちょっと法的にできないということがございまして、その新会社、放送局における新しい放送の企画をして放送をしていくという形になるかと思えます。

基本的には、先ほど申しましたけれども、費用につきましては、スポンサー料と各市町の負担金で賄うということでございます。

また、先ほど委任以外の自主制作の部分において、それぞれ各構成市町村ごとに、費用はかかりますけれども、その放送を構成できるということになってございますので、その辺は運営会社と協議をした中で進めていくということになるかと思えます。

以上です。

- 議長（千葉 薫君） よろしいですか。立野議員。
- 4番（立野広宏君） そうすると、今説明いただきましたけれども、まず、予算や決算の運用状況については、これが伊達市からうちのまちの首長、町長に報告がされるというようなことは、ここの規約の中にも書いてありますから、そうなのだろうと思うのですが、基本的には、伊達市、あるいは伊達市議会が、いわば運用内容についての質疑とか、あるいはチェックをする立場になるので、私たちのような洞爺湖町の議会が、その内容について資料を求めたり、あるいは説明を求めたりというようなことは、基本的には想定していない、あるいはできないというふうにとらえていいのかどうかということです。

それからもう一つ、今回、立ち上げのために、設備や、それから施設などの整備が行われるわけです。そうすると、考え方としては、このコミュニティFM放送そのものは、もう公共施設だと。放送設備から施設から、みんなそれぞれの構成自治体が金を出し合ってつくるわけです。だから、運用する会社は、あくまでもその施設を借りて、あとは運用するのだと、こういうふうに明確になっているのだと思うのですが、その上で、運用するための費用の一部を、いわゆるスポンサー料で賄えるところは賄っていくと、こういう考え方でいいのですか。

- 議長（千葉 薫君） 大西企画防災課長。
- 企画防災課長（大西康典君） 第1点目の考え方でございますけれども、先ほど申しましたように、委託先、伊達市さんに委託をするということで、その条例、規則等で行われるということで、今、新たに設置する運営会社につきましても、伊達市が直接委託をするということで、それに対する補助金等も、今回の規約の中で、伊達市が受けて支出をするという流れでございます。

そういう中でなっておりますので、各構成市町村からの議会等においては、それぞれ伊達市さんのほうに報告された内容が各構成市町村に報告され、それが各構成の議会のほうに報告をするということで私は理解をしているところでございます。

それと、2点目、新運営会社の関係でございます。失礼しました。今回、整備する資産等の関係でございますが、これにつきましては、議員おっしゃるとおり、各市町で負担金を出して整備するということで、公共のものと。今回、公設民営という方式をとっております。運営に関しては民間のほうでやっていただくということでございますので、その整備した機器等の管理等については、その運営会社さんのほうでやっていただくということでございます。ただ、運営に関する部分でございまして、基本的な機器等の管理につきましては、構成市町の中で実際に行っていくということになってございます。

- 議長（千葉 薫君） 立野議員。
- 4番（立野広宏君） 3件目なので、これで最後にしますが、一つは、ちょっと肝心なことを聞くのを忘れましたけれども、このコミュニティFM放送、運用が開始される年月日、いつを予定しているのかということ。

それから、負担金の関係でいうと、それぞれ放送の聞きにくい地域、地形などがあって、

それにサテライトを建てたり、必要な整備がかかるというようなことですので、当然、それぞれの自治体ごとの負担額というのは、単に人口割というのではなくて、そういう施設がどれだけその行政区域の中に必要なのかというようなことも含めて配分されるようなことになるのだと思うのですが、当面、洞爺湖町が負担する費用というのはどのくらいになっていくのか、ちょっとそこだけ説明いただけませんか。

○議長（千葉 薫君） 大西企画防災課長。

○企画防災課長（大西康典君） 第1点目の、FMの開局の関係でございます。今、26年度にそれぞれ申請等の免許等ございますので、その手続きを行いまして、放送開始を27年の4月から行いたいということで、予定で進めているところでございます。

それから、設備費の関係でございますが、それぞれ構成市町の中には、基本的には送信所、または演奏所というものを基本として、今回、設備を行っていくということでございますけれども、その中には、基本的にはその部分については各市町の負担と。あと、放送の状況に応じて、中継所、中継局の整備ということが必要になってくる市町村においては、それぞれの市町村が負担をしていくということで、設備費のほうについてはそういうことで、洞爺湖町についてはその中継所の部分が、今回、その必要がないということでございます。

それから、運営費の関係でございますが、これにつきましては、それぞれ運営を行っていく、先ほど申しました運営費の負担ということの部分でございます。これにつきましては、おおよそ今の段階でございますけれども、運営費については1,000万円ぐらいが想定されてございます。これについては、各構成のそれぞれの負担割合の中で、今後、その負担については協議をしていくということでございます。

○議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

松井議員。

○3番（松井保明君） 私は、立野議員と違って、そんなに詳しいことではないのです。ただ、私が今現在認識していることで発言しますけれども、私の認識が間違っていれば、これは撤回いたしますけれども、この事業にかかわる、さっきの話の中にある負担金であるとか、いろいろ支援をしていかなければならないわけですが、この裏財源というのは、これは特別交付税の対象となっているかどうか、その辺、ちょっと、なっていないかなってないでいいし、なっているならなっていると。

○議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

○税務財政課長（伊藤里志君） この部分につきましては、12月に交付されます特別交付税の通常分のメニューの中には入っておりませんが、特殊財政需要という形の中では、特別交付税のほうで要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 希望していく、要請していくということですが、そうすると、この特別交付税のようなことで要請していく場合、これは単年度だけではなくて、持続的なものとして何年か要請していくのですか。それとも、この単年度、要するに平成26年度のみ

の要請なのですか、特別交付税。

- 議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。
- 税務財政課長（伊藤里志君） 3月の一応ルールの中にも、有珠山噴火災害の関連の部分の要望事項がございます。その中で毎年要望してまいりたいというふうに考えております。
- 議長（千葉 薫君） ほか、質疑ありますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。
これから、議案第9号伊達市へのコミュニティFM放送局整備及び運用に関する事務の委託についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第9号伊達市へのコミュニティFM放送局整備及び運用に関する事務の委託については、原案のとおり可決されました。

議案第10号及び議案11号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第7、議案第10号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について及び議案第11号胆振支庁管内公平委員会規約の変更についてを一括して議題といたします。
提案理由の説明を一括して求めます。
八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第10号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号第286条第1項）の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更するものでございます。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約でございます。

この規約の変更につきましては、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の解散に伴いまして、北海道市町村職員退職手当組合理約第3条に定める組合を組織する地方公共団体から脱退するものでございます。

以下、議案説明資料によりご説明申し上げます。

15ページでございます。

別表の組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名から「上川中部消防組合」「伊達・壮瞥学校給食組合」を削るものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

次に、議案第11号胆振支庁管内公平委員会規約の変更についてでございます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、胆振支庁管内公平委員会規約を次のとおり変更するものでございます。

胆振支庁管内公平委員会規約の一部を変更する規約でございます。

この規約の変更につきましても、伊達・壮瞥学校給食組合の解散に伴いまして、胆振支庁管内公平委員会規約第1条に定める共同設置する地方公共団体から脱退するものでございます。

以下、議案説明資料によりご説明を申し上げます。

16ページでございます。

別表の共同組織する地方公共団体から「伊達・壮瞥学校給食組合」を削るものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。この規約は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第10号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のと

おり可決されました。

次に、議案第11号胆振支庁管内公平委員会規約の変更について、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号胆振支庁管内公平委員会規約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号胆振支庁管内公平委員会規約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩に入ります。

再開を11時10分とします。

（午前10時58分）

-
- 議長（千葉 薫君） 再開いたします。

（午前11時10分）

-
- 議長（千葉 薫君） それでは、再開をいたします。
-

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第8、議案第36号平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第12号平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第10号）でございます。

平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億4,425万円とするものでございます。

次に、第2条、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

それでは、20ページの第2表、債務負担行為補正でございます。

追加でございまして、虻田中学校校舎等耐震化工事実施設計業務でございまして、期間は

平成25年度から26年度まで、限度額は515万円でございます。

議案の16ページに戻っていただきまして、第3条の地方債の補正でございますが、事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書、3ページでございます。

歳入でございます。

1款町税、5項入湯税、1目にと税でございます。500万円の増額でございますして、宿泊客の増加による決算見込みから増額するものでございます。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金でございます。200万7,000円の減額でございますして、常設保育所での児童数の減から減額するものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。244万8,000円の減額でございますして、1節の心身障害者福祉費負担金につきましては、自立支援医療費の減から減額し、2節の児童福祉費負担金につきましては、児童発達支援サービスの利用件数の減から減額するものでございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。314万5,000円の減額でございますして、難視聴共聴施設整備事業費の減によるものでございます。

次に、2目民生費国庫補助金、230万7,000円の減額でございます。1節の心身障害者福祉費補助金につきましては、訪問入浴サービスの利用者減から減額し、2節の児童福祉費補助金につきましては、制度改正による補助率の変更から減額するものでございます。

次に、4目土木費国庫補助金でございます。1,120万円の減額でございますして、2節の都市計画費補助金につきましては、海岸通整備事業費の減から減額、3節の住宅費補助金につきましては、公営住宅家賃減免に対する補助の確定から180万円を計上するものでございます。

5目の教育費国庫補助金につきましては、175万8,000円の増額でございますして、1節の小学校補助金につきましては、とうや小学校の防災機能強化事業の補助基本額の増により増額、4節の社会教育費補助金につきましては、母と子の館、体育館耐震化実施設計業務の補助確定から149万1,000円を計上するものでございます。

次のページ、15款道支出金、1項道負担金でございます。1目民生費道負担金、42万7,000円の増額でございますして、2節の心身障害者福祉費負担金及び3節の児童福祉費負担金につきましては、国費と同様の理由から道費分を減額し、6節の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、確定により増額するものでございます。

次に、2項道補助金、2目民生費道補助金でございます。4万9,000円の増額でございますして、3節の心身障害者福祉費補助金につきましては、社会復帰施設通所交通費補助の減から11万円の減額、日常生活用具給付費扶助の減から31万7,000円減額、新体系定着支援事業の減から53万円を減額、4節の医療助成費補助金につきましては、ひとり親家庭、重度心身障害者の医療費扶助の増により増額するものでございます。

5目農林水産業費道補助金でございます。372万1,000円の減額でございますして、1節の農

業費補助金につきましては、転作奨励事業に対する事務費の補助の確定及び農地集積協力農家の面積の増加による増額、3節の水産業費補助金につきましては、かご洗淨施設等整備事業費の確定により減額するものでございます。

次のページでございます。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入でございます。239万5,000円の増額でございます。土地開発公社からの取得用地に係る土地貸付収入の増により増額するものでございます。

2目利子及び配当金でございます。107万4,000円の増額でございます。基金利息の増により増額するものでございます。

17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金でございます。1,708万9,000円の増額でございます。一般寄附金の増により増額するものでございます。

2目観光費寄附金でございます。900万円の増額でございます。アイアンマン・ジャパン北海道に対する指定寄附の増により増額するものでございます。

次に、20款諸収入、5項雑入、3目雑入でございます。71万2,000円の減額でございます。1節の雑入につきましては、道道の改良工事に伴う光ケーブルの移転補償費を計上し、また、難視聴地区共聴施設整備事業費の減から、自主共聴経費助成金を減額するものでございます。4節の高額療養費附加金につきましては、医療費扶助の増により増額するものでございます。

21款繰町債、1項町債、1目総務債でございます。210万円の増額でございます。難視聴地区共聴施設整備事業の起債対象事業費の増により増額するものでございます。

3目土木債でございます。650万円の減額でございます。海岸通整備事業費の減により減額するものでございます。

4目消防費、710万円の減額でございます。高規格救急車整備費の減により減額するものでございます。

次のページ、歳出。

2款総務費、1項総務管理費でございます。1目一般管理費、70万円の増額でございます。燃料の使用量の増加及び単価アップによる不足額を増額するものでございます。

3目公有財産管理費、299万3,000円の増額でございます。基金利息を基金へ積み立てるものでございます。

5目電子計算管理費でございます。29万7,000円の増額でございます。道道の改良工事に伴う光ケーブルの移転費を計上したものでございます。

8目企画費、350万7,000円の減額でございます。13節の委託料及び15節の工事請負費につきましては、難視聴地区共聴施設整備事業費の減により減額、19節負担金補助及び交付金につきましては、地域公共交通協議会の運営費、事業費の減から減額、生活路線維持事業補助金につきましては、バス利用者の減少及び燃料の単価アップにより増額、洞爺地区等高校生通学費助成金につきましては、対象者の確定から減額するものでございます。

10目自治振興費でございます。41万6,000円の増額でございます。小中学生への防犯ブザーの貸与のための購入費を計上したものでございます。

次のページ。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費でございます。40万6,000円の増額でございます。降雪量の増加から、除雪業務委託料を増額するものでございます。

3目心身障害者特別対策費、616万4,000円の減額でございます。18節の委託料につきましては、地域活動支援センター利用者の減により減額、障害福祉法の改正に伴うシステム改修費用計上、20節の扶助費につきましては、障害者自立支援給付費及び医療費の減額、補装具などの給付扶助の減により減額するものでございます。

次に、4目介護保険費でございます。83万2,000円の増額でございます。介護保険特別会計の繰出金でございます。保険給付費の増などにより増額するものでございます。

次に、6目後期高齢者医療費でございます。2,904万円の減額でございます。19節の負担金補助及び交付金につきましては、療養給付費負担金の確定により減額、28節の繰出金につきましては、保険基盤安定化負担金などの確定により増額するものでございます。

次に、3項医療助成費でございます。1目医療対策費、1,500万円の増額でございます。国民健康保険特別会計への繰出金で、医療費の増加などにより増額するものでございます。

次に、2目のひとり親家庭等医療助成費100万円、3目の重度心身障害者医療助成費160万円につきましては、それぞれ医療扶助費の増加により増額するものでございます。

次に、4項児童福祉費、2目児童特別対策費でございます。40万6,000円の減額でございます。19節の負担金補助及び交付金につきましては、運営費負担金の確定による増額、扶助費につきましては、児童発達支援サービス利用者の減から減額するものでございます。

次に、5項保育所費、2目常設保育所費でございます。145万円の減額でございます。7節の賃金につきましては決算見込みにより減額、需用費につきましては、燃料費単価アップによる増額、食糧費及び賄材料費につきましては、児童数の減から減額するものでございます。

3目へき地保育所費、45万円の減額でございます。7節の賃金につきましては、決算見込みにより減額、需用費につきましては、児童数の減から減額するものでございます。

次のページ。

4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生費でございます。76万3,000円の減額でございます。負担金の確定により減額するものでございます。

4項清掃費、1目清掃管理費でございます。274万円の増額してございまして、11節の需用費につきましては、花美館の電気料の附則による増額、13節の委託料につきましては、漁業系廃棄物処理量の増加により運搬費の増額、19節の負担金補助及び交付金につきましては、花美館の一時休止などによるごみ処理量の増加によるものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業管理費でございます。131万4,000円の増額でございます。転作奨励事業に対する事務費の補助の確定、農地集積協力農家の面積の

増加により増額するものでございます。

5 目農業研修センター費でございます。28万5,000円の増額でございます。電気料などの不足により増額するものでございます。

3 項水産業費、1 目水産業振興費でございます。714万1,000円の減額でございます。道営事業の確定により、漁協建設事業負担金を減額、また、かご洗淨施設等整備補助金につきましては、確定により減額するものでございます。

7 款商工費、2 項観光費、1 目観光振興費でございます。915万円の増額でございます。19節の負担金補助及び交付金につきましては、アイアンマン・ジャパン北海道大会への補助金の増、25節の積立金につきましては、利息の増により増額するものでございます。

次に、2 目の観光施設管理費でございます。51万円の増額でございます。泉源施設の電気料不足により増額するものでございます。

次に、8 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費でございます。1,850万円の増額でございます。需用費につきましては、融雪剤等の消耗品の増加、街路灯などの修繕の増加、委託料につきましては、除雪料の現在までの執行状況と、昨年実績を参考に、増額するものでございます。

4 項公園及び緑化費、2 目湖畔公園緑化費でございます。63万3,000円の減額でございます。決算の見込みから減額するものでございます。

次に、5 項都市計画費、1 目都市計画管理費でございます。4,800万円の減額でございます。公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。資本費平準化債の決定による増、処理場の管理委託料の減などにより減額するものでございます。

次に、2 目の街路事業費でございます。2,000万円の減額でございます。公有財産購入費及び補償補填及び賠償金でございますが、海岸通整備事業費の確定により減額するものでございます。

6 項住宅建築費、2 目住宅管理費でございます。24万9,000円の増額でございます。修繕料の不足により増額するものでございます。

次に、9 款消防費、1 項消防費、1 目消防費でございます。1,098万6,000円の減額でございます。平成24年度負担金の精査により減額するものでございます。

次に、10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費でございます。1,501万円でございます。指定寄附により基金へ積み立てをするものでございます。

3 目諸費でございます。134万円の減額でございます。パート介護支援員等の賃金の決算見込みから減額するものでございます。

2 項小学校費、1 目小学校管理費でございます。150万9,000円の増額でございます。需用費につきましては、燃料の単価アップと、修繕料の不足による増額で、役務費につきましては、パソコンのバージョンアップのため増額し、工事請負費につきましては、洞爺小学校改修工事の執行残により減額するものでございます。

次のページ。

3 項中学校費、1 目中学校管理費でございます。198万円の減額でございます。役務費につきましても、パソコンのバージョンアップのために増額し、工事請負費、補償補填及び賠償金につきましては、洞爺中学校法面復旧工事を26年に実施することから減額するものでございます。

2 目教育振興費でございます。21万円の増額でございます。旅費につきましては、決算見込みから減額し、扶助費につきましては、対象者の増加により増額するものでございます。

次に、4 項高等学校費、1 目高校管理費でございます。105万円の減額でございます。賃金及び旅費につきましては、決算見込みから減額するものでございます。

3 目学校寄宿舎費でございます。24万5,000円の増額でございます。燃料費、電気料の不足により増額するものでございます。

5 項社会教育費、3 目社会教育施設費でございます。146万円の増額でございます。燃料費、電気料及び修繕費の不足により増額するものでございます。

4 目図書館費でございます。14万円の増額でございます。賃金につきましては、決算見込みから不足による増額でして、備品購入費につきましては、指定寄附により増額するものでございます。

6 項保健体育費、3 目給食施設費でございます。78万円の増額でございます。燃料費、電気料及び修繕費の不足により増額するものでございます。

11款公債費、1 項公債費、1 目元金でございます。22万8,000円の増額でございます。利率見直し方式による借りに伴い増額するものでございます。

2 目利子でございます。170万9,000円の減額でございます。利率見直しによる利子の減、新規借入れ予定利率の減によるものでございます。

12款給与費、1 項給与費、1 目給与費でございます。990万円の増額でございます。給与及び職員手当につきましては、会計間異動、昇格などから増額、共済費につきましては、退職手当組合追加負担金として増額するものでございます。

13款予備費でございます。4,883万4,000円を増額し、合計で7,296万1,000円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第9、議案第13号平成25年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第13号平成25年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

平成25年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,583万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,651万5,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書、3ページでございます。

まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税でございます。825万7,000円の減額でございます。1 節の医療給付費分現年分から6 節の介護納付金分滞納繰越分まで、見込み総所得額の減による決算見込みから減額するものでございます。

次に、2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金でございます。2,545万2,000円の増額でございます。一般被保険者の保険給付費の増による決算見込みから増額するものでございます。

2 目高額医療費共同事業負担金でございます。137万9,000円の減額でございます。標準高額医療費共同拠出金の減により、決算見込みから減額するものでございます。

3 目特定健康診査等負担金でございます。16万5,000円の増額でございます。過年度精算交付額の確定により増額するものでございます。

2 項国庫補助金、1 目普通調整交付金でございます。1,462万4,000円の増額でございます。一般被保険者の保険給付費の増による決算見込みから増額するものでございます。

3 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金でございますが、102万8,000円の増額でございます。過年度の退職被保険者の医療給付費の増加により増額す

るものでございます。

次に、4款前期高齢者交付金でございます。1,173万8,000円の減額でございます。確定により減額するものでございます。

次に、5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金でございます。137万9,000円の減額でございます。標準高額医療費共同拠出金の減による決算見込みから減額するものでございます。

次に、2目特定健康診査等負担金でございます。16万5,000円の増額でございます。過年度精算交付額の確定により増額するものでございます。

2項道補助金、1目財政調整交付金でございます。1,235万4,000円の増額でございます。一般被保険者の保険給付費の増により決算見込みから増額するものでございます。

次のページ。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金でございます。1,972万円。2目の保険財政共同安定化事業交付金、1,007万9,000円の増額につきましては、いずれも決算見込みにより増額するものでございます。

8款繰入金、1項繰入金、5目その他一般会計繰入金でございます。1,500万円の増額でございます。決算見込みから増額するものでございます。

次のページ。

歳出でございます。

2款保険給付費、1項療養給付費、1目一般被保険者療養給付費でございます。4,567万円の増額でございます。診療報酬支払金の増加から増額するものでございます。

3目の一般被保険者療養費につきましては、財源補正でございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費でございます。1,710万円の増額でございます。一般被保険者に係る高額療養費の増加から増額するものでございます。

3目の一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、財源補正でございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金でございます。587万5,000円の増額でございます。後期高齢者支援金の納付額の確定により増額するものでございます。

次のページ。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金でございます。これにつきましては財源補正でございます。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金でございますけれども、276万1,000円の増額でございます。介護納付金の納付額の確定により増額するものでございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金でございます。551万9,000円の減額でございます。拠出額の確定により減額するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、574万7,000円減額でございます。広域連合につきましても拠出額の確定により減額するものでございます。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費でございます。
42万8,000円の増額でございます。特定健診受診者の増加により増額するものでございます。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費でございます。27万4,000円の増額でございます。
がん検診受診者の増から増額するものでございます。

11款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金でございます。1,601万1,000円の
増額でございます。24年度の療養給付費等国庫負担金などの精算によるものでございます。

12款予備費につきましては、101万9,000円の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号平成25年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算について
を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号平成25年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算につい
ては、原案のとおり可決されました。

議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第10、議案第14号平成25年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別
会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第14号平成25年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補
正予算（第4号）でございます。

平成25年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めると
ころによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

1,501万6,000円435万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,517万7,000円とするものでございます。

次に、第2条、繰越明許費でございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるものでございます。

それでは、27ページの第2表、繰越明許費でございます。

1款公共下水道費、2項下水道建設費、事業名につきましては、洞爺湖町公共下水道根幹的施設の建設工事でございます。金額は4,102万6,000円でございます。

議案の24ページに戻っていただきまして、第3条の地方債の補正でございますが、事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書の3ページでございます。

歳入でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料でございます。1,000万円の増額でございます。決算見込みから増額するものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道費国庫補助金でございます。21万6,000円の減額でございます。事業費の確定から減額するものでございます。

5款繰入金、1項繰入金、1目繰入金でございます。4,800万円の減額でございます。資本平準化債の増、処理場の管理委託料などの減から減額するものでございます。

8款町債、1項町債、1目下水道債でございます。2,320万円の増額でございます。公共下水道事業債及び資本平準化債の確定により増額するものでございます。

次のページ、歳出でございます。

1款公共下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費でございます。400万円の減額でございます。会計間異動により職員給与費及び共済費を減額するものでございます。

次に、2目公共下水道施設維持管理費でございます。766万円の減額でございます。需用費につきましては、光熱水費、修繕料の不足から増額し、委託料につきましては、入札による執行残などを減額するものでございます。

3目特定環境保全下水道施設維持管理費でございます。137万8,000円の減額でございます。需用費につきましては、薬品費の不足から増額し、委託料につきましては、入札による執行残などを減額するものでございます。

次のページ。

2項下水道建設費、1目下水道建設費でございますが、163万円の減額でございます。工事費の確定により減額するものでございます。

2款公債費、1項公債費、1目元金でございますが、財源補正でございます。

2目利子でございますが、283万円の減額でございます。公債費利子につきましては、借り入れ予定利率の減から減額するもので、一時借入金利子につきましては、執行残により減額するものでございます。

3 款予備費でございますが、248万2,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号平成25年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号平成25年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第11、議案第15号平成25年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第15号平成25年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成25年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,371万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億272万3,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の3ページでございます。

歳入でございます。

1 款介護保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者介護保険料でございます。344万9,000円の増額でございます。決算見込みにより増額するものでございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金でございます。502万1,000円の増額でございます。介護サービス給付費の増加による増額でございます。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金でございます。2,033万4,000円の増額でございます。交付額の決定により増額するものでございます。

2 目地域支援事業交付金でございます。2 万6,000円の増額でございます。事業の増加から増額するものでございます。

3 目総務費国庫補助金でございます。25万2,000円の増額でございます。介護報酬改定に伴うシステム改修費に係る補助金の計上でございます。

3 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金でございます。331万1,000円の増額でございます。介護サービス給付費の増加による増額でございます。

2 項道補助金、1 目地域支援事業交付金でございます。1 万3,000円の増額でございます。事業の増加により増額するものでございます。

次のページ。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、743万6,000円の増額でございます。介護サービス給付費の増加による増額でございます。

2 目地域支援事業交付金でございます。1 万5,000円の増額でございます。事業の増加により増額するものでございます。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金でございます。11万9,000円の増額でございます。基金利息による増額でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、320万4,000円の増額でございます。介護サービス給付費の増加による増額でございます。

2 目地域支援事業繰入金101万7,000円、3 目のその他の一般会計繰入金135万5,000円の減額でございますが、いずれも決算見込みから減額するものでございます。

2 項基金繰入金、1 目介護保険給付費支払準備基金繰入金でございます。1,709万8,000円の減額でございます。調整交付金の増加により減額するものでございます。

次のページ、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。60万3,000円の減額でございます。会計間異動による人件費を減額し、委託料につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修費を計上しております。

2 項介護認定審査会費、2 目認定調査費でございます。50万円の減額でございます。決算見込みから減額するものでございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス等諸費でございます。673万1,000円の増額でございます。居宅介護サービスの給付費の増加から増額するものでございます。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等諸費でございます。128万6,000円の増額でございます。介護予防サービスの給付費の増加から増額するものでございます。

3 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費でございます。455万1,000円の増額でございます。高額介護サービスの給付費の増加から増額するものでございます。

5 項特定入所者介護サービス等費でございます。1 目特定入所者介護サービス等費、1,305万3,000円の増額でございます。特定入所者介護サービスの給付費の増加から増額するものでございます。

6 項その他諸費、1 目審査支払手数料でございます。1 万6,000円の増額でございます。決算見込みから増額するものでございます。

次のページ、3 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防事業費でございます。5 万3,000円の増額でございます。時間外手当の不足から増額するものでございます。

2 項包括的支援事業費、1 目包括的支援事業費でございます。99万6,000円の減額でございます。雇用形態の変更による決算見込みから減額するものでございます。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護保険給付費支払準備基金積立金でございます。11万9,000円の増額でございます。利息の積み立てでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号平成25年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号平成25年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第12、議案第16号平成25年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第16号平成25年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成25年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ382万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,061万9,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書、3ページでございます。

歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療保険料でございます。255万5,000円の増額でございまして、決算見込みから増額するものでございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目保険基盤安定繰入金でございます。220万2,000円の増額でございまして、保険基盤安定負担金の増により増額するものでございます。

3 目その他一般会計繰入金でございます。93万2,000円の減額でございまして、事務費負担金の減から減額するものでございます。

次のページ、歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。382万5,000円の増額でございまして、決算見込みから増額するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号平成25年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号平成25年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第13、議案第17号平成25年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第17号平成25年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、平成25年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条でございますが、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を4,604万1,000円」に改め、資本的収入予定額を2,810万円に増額するものでございます。

次に、第3条の企業債の補正につきましては、補正予算に関する説明書によりご説明を申し上げます。

3ページでございます。

企業債の2,410万円の増額につきましては、青葉4号線配水管布設がえ工事及び代替水源施設整備事業実施設計業務の追加実施により増額するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号平成25年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号平成25年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩に入ります。

再開を1時とします。

(午前11時54分)

○議長(千葉 薫君) 再開いたします。

(午後1時00分)

議案第18号から議案第24号まで一括上程、説明、討論、採決

○議長(千葉 薫君) 日程第14、議案第18号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算から議案第24号平成26年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算までを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八木橋副町長。

○副町長(八木橋 隆君) それでは、35ページの議案第18号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算についてでございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ67億6,192万9,000円と定める。

第2条、債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為補正によるものでございます。

それでは、42ページをごらんいただきたいと思います。

第2表の債務負担行為につきましては、戸籍システムの更新に伴い、北海道市町村備荒資金組合から譲渡を受ける債務負担でございまして、期間は平成26年度から平成30年度までで、限度額は2,075万3,000円でございます。

議案35ページに戻っていただきまして、第3条の地方債につきましては、事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

次に、第4条の一時借入金につきましては、その最高限度額を10億円と定めるものでございます。

次に、43ページでございます。

議案第19号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算でございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億9,171万5,000円と定めるものでございます。

次に、第2条の一時借入金につきましては、その最高限度額を4億円と定めるものでござ

います。

次に、48ページでございます。

議案第20号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算でございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億6,607万7,000円と定めるものでございます。

第2条の地方債につきましては、事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

次に、第3条の一時借入金につきましては、その最高限度額を3億円と定めるものでございます。

次に、52ページでございます。

議案第21号平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算でございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億474万8,000円と定めるものでございます。

次に、55ページの、議案第22号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算でございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,317万9,000円と定めるものでございます。

第2条の地方債につきましては、事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

次に、第3条の一時借入金につきましては、その最高限度額を1億円と定めるものでございます。

次に、59ページでございます。

議案第23号平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,571万2,000円と定めるものでございます。

次に、62ページでございます。

議案第24号平成26年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算でございます。

第1条、総則でございます。平成26年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量でございますが、給水戸数は3,962戸、年間総給水量は95万7,000立方メートル、1日平均給水量は2,622立方メートル、主な建設改良事業につきましては、代替水源施設整備事業、事業費につきましては3億4,600万円と定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。それぞれ3億2,275万8,000円と定めるものでございます。

次に、第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。資本的収入でございますが、3億4,600万円、資本的支出につきましては3億9,074万5,000円と定めるものでございます。

第5条は企業債でございます。上水道事業として3,300万円でございます。

第6条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。職員給与として3,371万8,000円でございます。

第8条は、他会計からの補助金でございます。代替水源施設整備事業に係る一般会計からの補助金を2億円と定めるものでございます。

第9条は、棚卸資産の購入限度額を921万3,000円と定めるものでございます。

それでは、平成26年度各会計予算の概要でございますが、お手元に資料を配付してございますが、一般会計、特別会計、企業会計を含めた予算の総額は111億9,686万3,000円でございます。前年度比6.7%の増となっております。

なお、行政等予算案の大綱の中でも町長が申し上げたところでございますので、一部簡略してご説明を申し上げたいと思います。

一般会計でございますが、67億6,192万9,000円でございます。前年度比1.5%の増となっております。町税、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税等を合わせた経常一般財源は45億2,113万1,000円でございます。前年度比0.3%の減となっており、普通交付税の減が主な要因でございます。

また、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、人件費と扶助費の合計で4.3%の減となっております。公債費で0.3%の増となっており、前年度比2.5%の減となっております。

歳入でございますが、町税が10億9,650万円で、前年度比1.1%の増となっております。

地方交付税につきましては、交付実績から推計し、前年度比1.7%の減となっております。

次に、国庫支出金につきましては、前年度比3.1%減の3億2,288万円で、電波遮蔽対策事業補助金、選挙委託金などの減が主な要因でございます。

道支出金につきましては、前年度比4.1%減の2億4,062万1,000円でございます。アイヌ農林漁業対策事業補助金などの減が主な要因でございます。

財産収入につきましては、対前年度8.8%増の2,402万3,000円で、土地貸付収入の増が主な要因であります。

繰越金につきましては、対前年度226.3%増の3億1,260万5,000円で、各種事業に充てる基金繰入金を計上しております。

町債でございますが、普通建設事業費の減から、前年度比19%減の3億4,910万円を計上しております。

歳出でございます。人件費が5.1%の減、扶助費が2.5%の減、公債費が0.3%の増となっております。

他会計への繰出金は、国民健康保険特別会計が6.6%増、介護保険特別会計が7.1%増、後期高齢者医療特別会計が23.1%増、公共下水道事業特別会計が10.8%減となっております。

水道事業会計に対し、水道硬水化対策事業補助金として2億円を計上しております。

また、物件費につきましては5.6%の減、補助費等につきましては7.7%の減で、物件費の増は電算システムの機器更新や光熱水費の高騰などによるもので、補助費等の減につきましては、西胆振消防組合負担金、東日本大震災に係る災害融資利子補給などの減によるものでございます。

投資的経費のうち、普通建設事業でございますが、対前年度6.4%減の4億972万7,000円でございます。辺地共聴施設整備事業、虻田漁港大磯分区整備事業、海岸通整備事業、洞爺2号線歩道新設工事、母と子の館、体育館耐震化工事などを計上しております。

ソフト面におきましては、福祉、保健サービスや学校教育現場での学習支援などを引き続き実施するとともに、子育て支援施策充実の基本となる子ども子育て支援事業計画の策定や、地域公共交通の検討、高校跡地の活用を含めた洞爺地区の振興策の検討を実施することとしております。また、これまでの訓練結果を踏まえた津波、有珠山噴火を想定した防災訓練なども引き続き実施いたします。

地域振興といたしましては、有害鳥獣や豪雨などによる被害対策や、ウニ種苗放流事業補助などの農林水産業の振興施策、農業の6次産業化に向けた取り組み、ぐるっと洞爺湖プレゼント地域活性化事業、地場産品のPR事業などへの支援、観光振興につきましても、第40回記念大会となります洞爺湖有珠山ジオパーク洞爺湖町マラソン大会や、アイアンマン・ジャパン北海道大会など、イベントへの支援のほか、旅客誘致の推進や、洞爺湖町有珠山ジオパークの活用など、引き続き取り組むこととしていただいております。

特別会計の状況につきましては、説明を省略をさせていただきたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案については、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案の各会計予算については、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

ここで、正副委員長の選出のため、暫時休憩をいたします。

特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩に入ります。

（午後 1時15分）

○議長（千葉 薫君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時23分）

- 議長（千葉 薫君） ただいま特別委員会が開催され、正副委員長が決定しましたので、ご報告申し上げます。

予算審査特別委員会委員長には七戸議員、副委員長には大西議員が選出をされました。

散会の宣告

- 議長（千葉 薫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本日は散会をいたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時24分）